

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン 手続着手申出に係る事前確認書類

(※)この事前確認書類は、借入額が最も多い金融機関等に、ガイドラインにもとづく手続に着手する旨を申し出る際に、当該金融機関等からお伺いさせていただき事項を整理したものです。事前に本書類をご用意いただくとご相談がスムーズになります。

なお、本書類の提出要否・記入方法・提出方法等は、金融機関によって異なりますので、申出先の金融機関等(借入額が最も多い金融機関等)にご確認ください。

ホームページに掲載された個人情報の取り扱いに関する同意書の文言を確認し、同意した上で、自然災害ガイドラインについての相談を行います。

1. 債務の整理を希望する債務者ご本人の情報

フリガナ 氏名	サイケン タロウ ----- 再建 太郎
住所 (住民票上の住所)	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1
連絡先電話番号	03 - 0000 - 0000 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> ()
携帯電話番号	090 - 0000 - 0000

2. ご申告事項

(1) 反社会的勢力に該当しないことの確認

- 私は反社会的勢力に該当しません。
- 私は反社会的勢力に該当します。

(注) 反社会的勢力に該当する場合は、ガイドラインに基づく債務整理を行えません。

(2) 連帯債務者の有無の確認

- 私がガイドラインに基づく債務整理を希望する債務には、連帯債務者はいません。
- 私がガイドラインに基づく債務整理を希望する債務には、連帯債務者がいますが、連帯債務者と共同で債務整理を希望しています。
- 私がガイドラインに基づく債務整理を希望する債務には、連帯債務者がいますが、連帯債務者には、この債務整理の希望について説明していません。

(注) 連帯債務者がいる場合は、連帯債務者と共同でなければガイドラインに基づく債務整理を行えません。

(3) 債務整理を希望する債務の確認

- 私は、個人として負担している債務の整理を希望しています。
- 私は、私の関与する法人として負担している債務の整理を希望しています。

(注) 法人は、ガイドラインに基づく債務整理を行えません。

(4) 返済が困難になった理由の確認

- 私は、令和2年台風●号 (以下「本災害」という。) の影響で

- 私は、新型コロナウイルス感染症の影響で、

(注) 災害の場合は、債務者ご本人が上記空欄に災害名をご記入ください。

- 住居が被災しました

- 事業所又は事業設備が被災しました

- 勤務先の被災により収入が減少しました

- 職を失いました

- 職はあるが、収入が減少しました

- 売上が減少しました

- その他(具体的に: _____)

- このため、「既往債務を弁済することができない」又は「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」状態です

(5) 現時点の借入状況(借入元金ベースで残高の多い順)

私の現時点の借入状況は、以下のとおりです。

	債権者名	借入残高	年間返済額	借入時期
①	〇〇銀行	20,000 千円	1,000 千円	2015 年 1 月
②	〇〇クレジット	1,000 千円	100 千円	2019 年 1 月
③		千円	千円	年 月
他	①～③以外の合算	千円	千円	

(注) ①の債権者が、ガイドラインに基づく債務整理の手続着手を申し出る先(本書類の提出先)です。

(6) 年収の状況

私の本災害発生後(新型コロナウイルス感染症による影響の場合は 2020 年2月2日以降)の額面(税込)年収額は、200 万円です。

((4)で収入減少を選択した場合)

収入減少前の額面(税込)年収額は、400 万円です。

(7) 資産の状況

上記(5)の借入状況と、以下の資産状況を踏まえ、

私は明らかに資産超過の状況とはいえません。

私は明らかに資産超過の状況といえます。

[私の保有する資産]

資産種別・名称	金額(万円単位)	保管・預入等先	備考
現預金	200 万円	〇〇銀行、●●信用金庫等	
(うち、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金)	(30 万円)	同上	
(うち、家財に関する地震保険金、火災保険金)	(0 万円)	同上	
その他金融資産(投信・株式・生命保険等)	100 万円	△△証券	
自宅等不動産(固定資産税評価額)	1,000 万円		
その他動産(自動車等)	100 万円		

⇒不明な項目は備考欄に「不明」と記載してください

(注) 資産超過の場合、ガイドラインに基づく債務整理を行えません。

以上

<備考> ガイドラインに基づく手続きについて

- ガイドラインに基づく債務整理に当たり、「債務者ご本人」には以下の対応を行っていただきます。
 - ① 借入額が最も多い債権者(※)に、手続きに着手する旨を申し出たうえで、同債権者から同意書面を受領(不同意となることもあります)。
 - ② 同意書面を受領後、手続支援を行う専門家の団体(弁護士会等)を通じて、「一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」に専門家による手続支援を依頼。
 - ③ 専門家とともにすべての債権者と債務整理に向けて協議。
- 借入、年収、資産等の状況を疎明する書類は、債務整理の手続着手後、上記③の段階でご用意いただくこととなりますのでご注意ください。

【本書類の郵送先】

〒170-0003

東京都豊島区駒込 2-3-1

三菱 UFJ 銀行 東日本融資支店 DGL 相談デスク